

身体・知的障害者相談支援部会 実績報告

(令和8年2月末現在)

1 開催回数

主任相談支援専門員連絡会 2回（予定）、部会 1回（予定）

(1) 主任相談支援専門員連絡会

① 第1回 令和7年10月29日（水）

実施内容

- ・ 基幹相談支援センターの伴走支援について報告
- ・ ライフステージの転換期や引継ぎ時の課題について協議
- ・ 相談支援事業所の実態調査について協議

② 第2回 令和8年3月3日（火）（予定）

実施内容（予定）

- ・ 相談支援事業所の実態調査結果の共有と内容を協議
- ・ 相談支援事業所におけるサービス移行に必要な情報収集のポイントの内容を協議

(2) 身体・知的障害者相談支援部会

第1回 令和8年3月17日（火）（予定）

- ・ 第2回主任相談支援専門員連絡会の内容をもとに、部会を開催予定

2 部会員の構成（身体・知的障害者相談支援部会一覧のとおり）

区職員9人、障害者施設法人代表者7人

令和7年度 身体・知的障害者相談支援部会員一覧

No.	役職等	所属法人等
1	部会長	福祉部障害福祉課長
2	副部会長	福祉部障害者施設課長
3		葛飾区 健康部 保健予防課長
4		葛飾区 児童相談部 子ども家庭支援課長
5	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 手をつなぐ福祉会
6	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 武蔵野会
7	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 むう
8	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 SIEN
9	指定障害児相談支援事業所代表者	社会福祉法人 のゆり会
10	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 アムネかつしか
11	指定特定相談支援事業所代表者	合同会社 なないろ
12		葛飾区 福祉部 障害福祉課 援護係長
13		葛飾区 福祉部 障害福祉課 相談係長
14		葛飾区 福祉部 障害者施設課 地域活動支援係長
15		葛飾区 健康部 保健予防課 保健予防係長
16		葛飾区 児童相談部 子ども家庭支援課 発達相談係長

身体・知的障害者相談支援部会設置要領

平成26年4月6日

26葛福障第27号

福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、身体・知的障害者相談支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第2号及び第3号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 計画相談支援及び障害児相談支援(以下「相談支援」という。)に関すること。
- (2) 指定相談支援事業所との連絡・調整に関すること。
- (3) 困難事例の相談支援に関すること。
- (4) その他相談支援を実施する上で必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害福祉課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、障害者施設課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）会長に対し、部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課相談係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成26年4月6日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月11日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部障害福祉課長	部会長
福祉部障害者施設課長	副部会長
福祉部障害福祉課援護係長	
〃 障害福祉課相談係長	
福祉部障害者施設課地域活動支援係長	
健康部保健予防課長	
〃 保健予防課保健予防係長	
児童相談部子ども家庭支援課長	
〃 子ども家庭支援課発達相談係長	
区内指定特定相談支援事業所代表者	
区内指定障害児相談支援事業所代表者	